

## 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の進捗状況（アドバイザー派遣）

## 1. アドバイザー派遣

平成27年度から、障害者差別解消法の施行に向けて地域協議会の設置を検討する地方公共団体に対し、本検討会の構成員等をアドバイザーとして派遣して、協議会の設置に向けた課題整理等の取組を後押しするために実施

## 2. アドバイザーを派遣した地方公共団体一覧（平成27年10月23日現在）

	名称	実施方法	地域協議会の検討状況	対応要領の検討状況	備考
1	世田谷区	職員研修	平成28年4月以降の立ち上げに向け準備中	庁内に世田谷区障害者差別解消推進委員会を設置し、検討中	7/29 実施
2	佐賀県	事務局への説明	既存の組織を活用するか新規に立ち上げるか検討中	障害福祉課が主担当となり、職員課等にも協力をあおぐことで検討を予定	8/24 実施
3	千葉県	市町村説明会	条例に規定する審議会（調整委員会）を活用し、内閣府のモデル事業を実施中	障害福祉課障害者権利擁護推進室及び各機関の人事担当部局と調整中	9/10 実施 条例制定済み
4	香川県	市町村説明会	平成28年4月以降の立ち上げに向け準備中	検討中（人事担当部局と協議中）	9/14 実施
5	三重県	事務局への説明	平成28年4月以降の立ち上げに向け準備中	各機関の担当部局に置かれている人権担当者による専門部会により検討	9/15 実施
6	徳島県	一般及び行政向け説明会	条例において検討している審議会（調整委員会）との整理を含め検討中	各機関の服務規程の所管課を予定。知事部局においては、障がい福祉課と人事課が担当、取扱い等について調整中	10/2 実施 条例検討中
7	大阪市	大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会において説明	平成28年4月以降に障がい者施策推進協議会の部会として設置を予定	服務規律の一環として対応要領を作成するため、福祉局障がい者施策部障がい福祉課と人事担当部局で調整中	10/6 実施
8	広島県	地域協議会において説明	暫定指針を参考に、地域協議会を組織、第1回会議を開催	総務局人事課において作成することとしているが、県庁内の横断的な対応については未定	10/22 実施
9	松戸市	準備会における説明	関係機関の参画を得たうえで準備会を開催	検討中（準備会に人事担当部局も参画）	10/23 実施
10	福岡市	準備会における説明	法務局、教育委員会等の関係機関の参画を得たうえで準備会を開催	保健福祉局障がい者在宅支援課において服務規律ではなく、ガイドラインや手引きのような形態での作成を想定	10/23 実施 条例検討中

### 3. 地域協議会の検討状況等

#### 【地域協議会関係】

現在までに10の地方公共団体にアドバイザーの派遣を実施したところ、モデル事業を実施している千葉県のほか、3の地方公共団体が、既に地域協議会を想定した準備会などを開催している。今回、初めて障害者差別に関して取組を始める地方公共団体にとっては、障害者差別に関する議論に慎重な姿勢も見られることから、まずは、障害者差別に関するコンセンサスを地域協議会の構成機関相互に共通の認識を得る試みが求められる。

《準備会などの取組を進めている地方公共団体における構成機関》※いずれも、障害者施策主管課が事務局

#### ・大阪市（大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会）

構成機関：学識経験者、各障害者団体、医師会、歯科医師会、精神科診療所協会、職業リハビリセンター、労働組合、社会福祉協議会

#### ・広島県（広島県障害者差別解消支援地域協議会）

構成機関：学識経験者、各障害者団体、特別支援学校長会、特別支援学校PTA協議会、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、障害者職業センター、商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会、生活衛生営業指導センター、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、バス協会、弁護士会、司法書士会、法務局、労働局、運輸局、県行政機関（消費生活、保健、雇用、特別支援教育関係部局）

#### ・福岡市

構成機関：各障害者団体（条例をつくる会等）、法務局、人権擁護委員協議会、障害者110番、基幹相談支援センター、市行政機関（人権、特別支援教育関係部局）

#### 【対応要領関係】

アドバイザー派遣において、地方公共団体からアドバイスを求められることが多かった対応要領に関する事項については、基本方針における「服務規律の一環として定める必要があ」ること、努力義務であることなど、対応要領の趣旨に関する受け止めが地方公共団体によって異なるため、多くの地方公共団体で作成主体を服務規律担当部局にするか、相談窓口をどうするかなどの調整が行われている状況である。法施行後は、障害者施策主管部局における取組だけでなく、地方公共団体の各機関内の全部局において障害者差別を解消するための組織的な取組が求められることから、対応要領の作成や相談窓口の明確化について、各機関の積極的な取組が期待される。

### 4. 今後のアドバイザー派遣等の予定

#### 【アドバイザー派遣予定】

千葉県柏市・兵庫県伊丹市・鳥取県・愛媛県・静岡県・埼玉県・神戸市・広島市・長野県・熊本市・石川県白山市

#### 【都道府県・指定都市説明会】

地方公共団体に対し、職員向けの対応要領及び事業者向けの対応指針に関して説明会を開催

日時：平成27年11月9日（月）14時～16時

場所：中央合同庁舎8号館1階講堂（東京都千代田区永田町1-6-1）